# 地下埋設物調査業務共通仕様書

平成21年2月改訂

# 第1条 一般

本仕様書は、下水道管きょ設計業務に付随して、試験掘削による地下埋設物調査を行う場合に適用する。

- 2 受託者は、調査業務に当たり、設計書、本仕様書並びに横浜市契約規則に 従い、地下埋設物の位置を調査すること。
- 3 本委託は、公共下水道の設計、施工を実施するために必要な資料を得ることを目的とする。
- 4 受託者は、この仕様書に記載のない事項については、土木設計業務共通仕 様書、下水道管きょ設計業務共通仕様書に準拠すること。

# 第2条 疑義の解釈

受託者は,業務の実施に当たり,疑義を生じた時は,監督員と協議すること。

## 第3条 許可の申請

受託者は、調査に当たり、事前に道路法、道路交通法、横浜市道路占用規則 等法令に定められた許可申請手続きを行うこと。

## 第4条 調査

受託者は、調査実施に先立ち必ず埋設物の台帳調査を行ない、調査計画書を 監督員に提出すること。

#### 第5条 埋設物の確認

受託者は、試験掘削調査による埋設物の確認に当たり、関係企業者の立ち会いを求めなければならない。また、報告書に立会年月日、調査員、関係企業者及び立会者を明記すること。

#### 第6条 調查項目

受託者は、埋設物を完全に露出して確認を行なう場合は、人力で掘削を行なうこと。露出できない場合は探査棒等で調査すること。また、埋設物の位置、深さ、種類、老朽度等を記入した記録写真を撮ること

なお,不明管が出た場合は,必ず関係企業者に連絡し立ち会いを求め,指示 を受けること。

## 第7条 安全対策

受託者は、調査に当たり、公衆災害、労働災害及び物件損傷等の防止に必要な措置を十分に行うこと。

2 受託者は、調査に当たり、騒音、振動、交通上の問題等の発生を抑制し、 保安措置を講じること。 また、夜間作業をする場合は、照明等を完備し事 故の防止に努めること。

#### 第8条 現状回復

受託者は、調査後の路面復旧については、仮復旧を直ちに行ない「道路掘削工事仮復旧跡における施工者別標示方法」によりS印(白色)で標示すること。また、本復旧については、道路管理者と立ち会いのうえ決定し、速やかに行うこと。

### 第9条 報告書の作成・提出

受託者は、図面・写真等報告書については、調査位置図、埋設物平面図、断面図、記録写真、関係企業者一覧表、その他監督員の指示による項目を整理し、A4版で作成し、監督員に3部提出すること。

なお、監督員との協議により電子納品とする場合は、本市の「電子納品運用 ガイドライン」を参考にするものとする。

# 第10条 審査

受託者は、業務完了後相当な調査経験を有する審査員により審査を実施し、 報告書に誤りがないように務めること。

2 報告書には、調査員・審査員の署名または捺印をすること。

# 第11条 損害の補償

受託者は、第三者に損害を与えないようにしなければならない。 なお、第三者に損害を及ぼした場合は、損害補償は受託者が行なうこと。

2 既設地下埋設物に損傷を与えたときは、直ちに監督員及び関係企業者に報告し、その指示により、速やかに復旧すること。